

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年10月27日 09時50分ごろ
発生場所	福岡県大牟田市三池島北方沖 大牟田港灯台から真方位283° 3.3海里付近 （概位 北緯33° 02.9′ 東経130° 21.3′）
インシデントの概要	漁船愛幸丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月31日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 愛幸丸、4.90トン FO3-57593（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力161.81kW、回転数毎分 2,300、4気筒、ボア110.9mm、使用燃料軽油、機関製造年 月日不詳、昭和57年1月7日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2～3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 0.5～1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えて定係地に向けて航行中、三池島北方沖で主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を始動しようとしても始動できず、燃料油供給系統に不具合があるかもしれないが、自身で不具合箇所を特定することはできないと思い、航行不能と判断して118番通報及び僚船への救助要請を行った。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて定係地に戻った。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備会社によって点検が行われた結果、燃料油供給系統内に設置されている2次こし器のフィルターに不純物等が詰まったことにより、燃料油を主機に供給できない状態になっていたことが判明した。</p> <p>機関製造者の取扱説明書によれば、2次こし器は、運転時間1,000時間での点検が推奨されており、本船の年間運転時間は、約700時間であった。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約2年前、機関整備会社に2次こし器の点検を依頼していたが、自身で同こし器のフィルターを交換することができないので、1年に1回は機関整備会社に点検を依頼すれば</p>

	良かったと本インシデント後に思った。
<b>分析</b>	本船は、2次こし器の点検及び整備が約2年間行われていない状況下、航行中、2次こし器のフィルターに不純物等が詰まったことから、燃料油の供給が阻害され、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、航行中、2次こし器のフィルターに不純物等が詰まったため、燃料油の供給が阻害され、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、取扱説明書に従って、定期的に機器の点検整備を行うこと。</li> </ul>